

## 2006年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2006年)				旧(2005年)				備 考
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
28.31		亜二チオン酸塩及びスルホ キシル酸塩		28.31		亜二チオン酸塩及びスルホ キシル酸塩		
2831.10	000	5 - ナトリウムのもの ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )	K G	2831.10		- ナトリウムのもの 0 - - 亜二チオン酸塩 200 2 - - スルホキシル酸塩 ( 省 略 )	K G K G	
32.04		有機合成着色料(化学的に単 一であるかないかを問わない。 )、この類の注3の調製 品で有機合成着色料をもと としたもの及び蛍光増白剤 又はルミノホアとして使用 する種類の合成した有機物 (化学的に単一であるかない かを問わない。) - 有機合成着色料及びこの 類の注3の調製品で有機合 成着色料をもととしたも の		32.04		有機合成着色料(化学的に単 一であるかないかを問わない。 )、この類の注3の調製 品で有機合成着色料をもと としたもの及び蛍光増白剤 又はルミノホアとして使用 する種類の合成した有機物 (化学的に単一であるかない かを問わない。) - 有機合成着色料及びこの 類の注3の調製品で有機合 成着色料をもととしたも の		
3204.11	000	0 - - 分散染料及びこれをも ととした調製品 ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )	K G	3204.11		- - 分散染料及びこれをも ととした調製品 100 2 - - - 分散染料 900 4 - - - その他のもの ( 省 略 )	K G K G	
3204.13	000	5 - - 塩基性染料及びこれを もととした調製品 ( 削 除 ) ( 削 除 )	K G	3204.13		- - 塩基性染料及びこれを もととした調製品 100 0 - - - 塩基性染料 900 2 - - - その他のもの	K G K G	
3204.14	000	4 - - 直接染料及びこれをも ととした調製品 ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )	K G	3204.14		- - 直接染料及びこれをも ととした調製品 100 6 - - - 直接染料 900 1 - - - その他のもの ( 省 略 )	K G K G	
3204.16	000	2 - - 反応染料及びこれをも ととした調製品 ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )	K G	3204.16		- - 反応染料及びこれをも ととした調製品 100 4 - - - 反応染料 900 6 - - - その他のもの ( 省 略 )	K G K G	

新(2006年)				旧(2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
32.07		調製顔料、調製乳白剤、調製 絵の具、ほうろう、うわぐす り、うわぐすり用のスリッ プ、液状ラスターその他これ らに類する調製品( 窯業に使用 する種類のものに限る。 ) 及びガラスフリットその他 のガラスで粉状、粒状又はフ レーク状のもの			32.07		調製顔料、調製乳白剤、調製 絵の具、ほうろう、うわぐす り、うわぐすり用のスリッ プ、液状ラスターその他これ らに類する調製品( 窯業に使用 する種類のものに限る。 ) 及びガラスフリットその他 のガラスで粉状、粒状又はフ レーク状のもの			
3207.10	000	2 - 調製顔料、調製乳白剤、調 製絵の具その他これらに 類する調製品 ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )		K G	3207.10	100	4 - - 調製顔料、調製乳白剤、調 製絵の具その他これらに 類する調製品 900 6 - - その他のもの ( 省 略 )			K G K G
37.03		感光性の写真用の紙、板紙及 び紡織用繊維( 露光してない ものに限る。 )			37.03		感光性の写真用の紙、板紙及 び紡織用繊維( 露光してない ものに限る。 )			
3703.10	000	4 - ロール状のもので、幅が 610ミリメートルを超える もの ( 削 除 ) ( 削 除 ) ( 省 略 )	S M	K G	3703.10	100	6 - - カラー印画紙 900 1 - - その他のもの ( 省 略 )	S M S M	K G K G	
39.15		プラスチックのくず ( 省 略 )			39.15		プラスチックのくず ( 省 略 )			
3915.90		- その他のプラスチックの もの 100 6 - - ポリ( エチレンテレフタ レート ) のもの 900 1 - - その他のもの		K G K G	3915.90	000	4 - その他のプラスチックの もの ( 新 規 ) ( 新 規 )			K G
48.20		紙製又は板紙製の帳簿、会計 簿、雑記帳、注文帳、領収帳、 便せん、メモ帳、日記帳その 他これらに類する製品、練習 帳、吸取紙、バインダー、書 類挟み、ファイルカバー、転 写式の事務用印刷物、挿入式 カーボンセットその他の文 房具及び事務用品、アルバム ( 見本用又は収集用のもの に限る。 )並びにブックカバ ー			48.20		紙製又は板紙製の帳簿、会計 簿、雑記帳、注文帳、領収帳、 便せん、メモ帳、日記帳その 他これらに類する製品、練習 帳、吸取紙、バインダー、書 類挟み、ファイルカバー、転 写式の事務用印刷物、挿入式 カーボンセットその他の文 房具及び事務用品、アルバム ( 見本用又は収集用のもの に限る。 )並びにブックカバ ー			

新(2006年)					旧(2005年)					備 考
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
4820.50	000	5	(省 略)		4820.50		(省 略)			
			- アルバム(見本用又は収集 用のものに限る。)	D Z	K G		- アルバム(見本用又は収集 用のものに限る。)			
			(削 除)			100	0	- - 粘着剤を塗布した台紙 を用いたフリーシート のもの	D Z	K G
			(削 除)			900	2	- - その他のもの	D Z	K G
			(省 略)					(省 略)		
56.02			フェルト(染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの であるかないかを問わない。)		56.02		フェルト(染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの であるかないかを問わない。)			
5602.10	000	0	- ニードルルームフェルト 及びステッチボンディン グ方式により製造した織 物類	S M	K G	5602.10	- ニードルルームフェルト 及びステッチボンディン グ方式により製造した織 物類			
			(削 除)			100	2	- - 合成繊維製のもの	S M	K G
			(削 除)			900	4	- - その他のもの	S M	K G
			(省 略)					(省 略)		
5602.90	000	4	- その他のもの	S M	K G	5602.90	- その他のもの			
			(削 除)			100	6	- - 合成繊維製のもの	S M	K G
			(削 除)			900	1	- - その他のもの	S M	K G
60.01			パイル編物(ロングパイル編 物及びテリー編物を含むも のとし、メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。)		60.01		パイル編物(ロングパイル編 物及びテリー編物を含むも のとし、メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。)			
			(省 略)					(省 略)		
			- ループドパイル編物					- ループドパイル編物		
			(省 略)					(省 略)		
6001.22			- - 人造繊維製のもの		6001.22		- - 人造繊維製のもの			
			(削 除)			110	0	- - - たてメリヤスのも の	S M	K G
			(削 除)			190	3	- - - - その他のもの	S M	K G
			(削 除)			210	2	- - - 再生繊維又は半合成 繊維製のもの	S M	K G
			(削 除)			290	5	- - - - たてメリヤスのも の	S M	K G
	100	4	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G			- - - - その他のもの	S M	K G
	900	6	- - - その他のもの	S M	K G			(新 規)		
			(省 略)					(新 規)		
								(省 略)		

新(2006年)				旧(2005年)				備 考			
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位		
6001.92		- その他のもの (省 略)			6001.92		- その他のもの (省 略)				
		- - 人造繊維製のもの					- - 人造繊維製のもの				
							- - - 合成繊維製のもの				
							- - - - ナイロンその他の ポリアミド製のもの				
		(削 除)					<u>111</u> 1 - - - - たてメリヤスの もの			S M	K G
		(削 除)					<u>119</u> 2 - - - - その他のもの			S M	K G
							- - - - ポリエステル製の もの				
		(削 除)					<u>121</u> 4 - - - - たてメリヤスの もの			S M	K G
		(削 除)					<u>129</u> 5 - - - - その他のもの			S M	K G
							- - - - アクリル又はモダ クリル製のもの				
(削 除)	<u>131</u> 0 - - - - たてメリヤスの もの	S M	K G								
(削 除)	<u>139</u> 1 - - - - その他のもの	S M	K G								
(削 除)		- - - - その他のもの									
(削 除)	<u>191</u> 4 - - - - たてメリヤスの もの	S M	K G								
(削 除)	<u>199</u> 5 - - - - その他のもの	S M	K G								
	- - - 再生繊維又は半合成 繊維製のもの										
(削 除)	<u>210</u> 2 - - - - たてメリヤスの もの	S M	K G								
		- - - - その他のもの									
<u>100</u>	4	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G							
<u>900</u>	6	- - - その他のもの (省 略)	S M	K G							
60.04		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			60.04		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)				
6004.10		- 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) (省 略)			6004.10		- 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) (省 略)				
							- - 合成繊維製のもの				

新(2006年)				旧(2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
6004.90		(削 除)			6004.90		210 1 - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
		(削 除)					290 4 - - - その他のもの	S M	K G	
		(削 除)					- - 再生繊維又は半合成繊維製のもの			
		(削 除)					310 3 - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
		- - 人造繊維製のもの					390 6 - - - その他のもの	S M	K G	
		410 5 - - - たてメリヤスのもの					S M	K G	(新 規)	
		490 1 - - - その他のもの					S M	K G	(新 規)	
		(省 略)							(省 略)	
		- その他のもの							- その他のもの	
		(省 略)							(省 略)	
60.05		(削 除)			60.05		210 5 - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
		(削 除)					290 1 - - - その他のもの	S M	K G	
		(削 除)					- - 再生繊維又は半合成繊維製のもの			
		(削 除)					310 0 - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
		- - 人造繊維製のもの					390 3 - - - その他のもの	S M	K G	
		410 2 - - - たてメリヤスのもの					S M	K G	(新 規)	
		490 5 - - - その他のもの					S M	K G	(新 規)	
		(省 略)							(省 略)	
		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。)							たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。)	
		(省 略)							(省 略)	
6005.31	000	6 - - 漂白してないもの及び漂白したもの			6005.31		- 合成繊維製のもの			
		(削 除)					- - 漂白してないもの及び漂白したもの			
		(削 除)					110 4 - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	S M	K G	
		(削 除)					120 0 - - - ポリエステルのもの	S M	K G	
6005.32	000	5 - - 浸染したもの			6005.32		190 0 - - - その他のもの	S M	K G	
		(削 除)					- - 浸染したもの			
		(削 除)					110 3 - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	S M	K G	
		(削 除)					120 6 - - - ポリエステルのもの	S M	K G	
							190 6 - - - その他のもの	S M	K G	

新(2006年)					旧(2005年)					備 考	
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			
6005.33	000	4	- - 異なる色の糸から成る もの	S M	K G	6005.33		- - 異なる色の糸から成る もの			
			(削 除)			110	2	- - - ナイロンその他のポ リアミドのもの	S M	K G	
			(削 除)			120	5	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	5	- - - その他のもの	S M	K G	
6005.34	000	3	- - なせんしたもの	S M	K G	6005.34		- - なせんしたもの			
			(削 除)			110	1	- - - ナイロンその他のポ リアミドのもの	S M	K G	
			(削 除)			120	4	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	4	- - - その他のもの	S M	K G	
			(省 略)					(省 略)			
60.06			その他のメリヤス編物及び クロセ編物			60.06		その他のメリヤス編物及び クロセ編物			
			(省 略)					(省 略)			
			- 合成繊維製のもの					- 合成繊維製のもの			
6006.31	000	4	- - 漂白してないもの及び 漂白したもの	S M	K G	6006.31		- - 漂白してないもの及び 漂白したもの			
			(削 除)			120	5	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			130	1	- - - アクリル又はモダク リルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	5	- - - その他のもの	S M	K G	
6006.32	000	3	- - 浸染したもの	S M	K G	6006.32		- - 浸染したもの			
			(削 除)			120	4	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			130	0	- - - アクリル又はモダク リルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	4	- - - その他のもの	S M	K G	
6006.33	000	2	- - 異なる色の糸から成る もの	S M	K G	6006.33		- - 異なる色の糸から成る もの			
			(削 除)			120	3	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			130	6	- - - アクリル又はモダク リルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	3	- - - その他のもの	S M	K G	
6006.34	000	1	- - なせんしたもの	S M	K G	6006.34		- - なせんしたもの			
			(削 除)			120	2	- - - ポリエステルのもの	S M	K G	
			(削 除)			130	5	- - - アクリル又はモダク リルのもの	S M	K G	
			(削 除)			190	2	- - - その他のもの	S M	K G	
			(省 略)					(省 略)			

新(2006年)				旧(2005年)				備考	
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名		単位
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6111.10		- 羊毛製又は織獣毛製のもの (省略) (削除)			6111.10		- 羊毛製又は織獣毛製のもの (省略)		
	900	1 - - その他のもの	NO	KG		400	5 - - 第61.10項のものと同一種類のもの	NO	KG
6111.20		- 綿製のもの (省略) (削除)			6111.20		- 綿製のもの (省略)		
	900	1 - - その他のもの	NO	KG		900	1 - - その他のもの	NO	KG
						300	0 - - 第61.05項(オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツに限る。)、第61.06項(ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツに限る。)、第61.09項(異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものに限る。) <u>又は第61.10項(トレーナーに限る。)</u> のものと同一種類のもの	NO	KG
						400	2 - - 第61.10項(トレーナーを除く。) <u>のものと同一種類のもの</u>	NO	KG
6111.30		- 合成繊維製のもの (省略) (削除)			6111.30		- 合成繊維製のもの (省略)		
	900	5 - - その他のもの	NO	KG		900	5 - - その他のもの	NO	KG
						300	4 - - 第61.05項(オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツに限る。)、第61.06項(ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツに限る。)、第61.09項(異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものに限る。) <u>又は第61.10項(トレーナーに限る。)</u> のものと同一種類のもの	NO	KG

新(2006年)				旧(2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
		(削 除)								
	900	2 - - その他のもの	NO	KG	6111.90	400	6 - - 第61.10項(トレーナーを除く。)のものと同一種類のもの	NO	KG	
6111.90	000	1 - - その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6111.90	900	2 - - その他のもの	NO	KG	
		(削 除)					- - その他の紡織用繊維製のもの			
		(削 除)					400 2 - - 第61.10項のものと同一種類のもの	NO	KG	
70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)			70.05	900	5 - - その他のもの	NO	KG	
		(省 略)								
		- 金属の線又は網を入れてないその他のガラス								
7005.21	000	4 - - 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	SM	KG	7005.21		- - 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの			
		(削 除)								
		(削 除)								
7005.29	000	3 - - その他のもの	SM	KG	7005.29	100	6 - - - 厚さが6ミリメートル以下のもの	SM	KG	
		(削 除)								
		(削 除)					900 1 - - - その他のもの	SM	KG	
		(削 除)					- - - その他のもの			
		(省 略)					100 5 - - - 厚さが6ミリメートル以下のもの	SM	KG	
70.13		ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)			70.13	900	0 - - - その他のもの	SM	KG	
		(省 略)								
		- その他のガラス製品					(省 略)			
		(省 略)								
7013.99	000	1 - - その他のもの		KG	7013.99		- - - その他のもの			
		(削 除)								
		(削 除)					100 3 - - - 室内装飾用品		KG	
							900 5 - - - その他のもの		KG	



新(2006年)				旧(2005年)				備考		
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名		単位	
84.23		重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅 (省略) - その他の重量測定機器			84.23		重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅 (省略) - その他の重量測定機器			
8423.81	000	6 - - 最大ひょう量が30キログラム以下のもの (削除) (削除) (省略)	NO	KG	8423.81		- - 最大ひょう量が30キログラム以下のもの (省略)			
						200	3 - - - 電子式料金はかり	NO	KG	
						900	3 - - - その他のもの (省略)	NO	KG	
84.26		デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック (省略) - その他の機械(自走式のものに限る。)			84.26		デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック (省略) - その他の機械(自走式のものに限る。)			
8426.41	100	0 - - - タイヤ付きのもの - - - 中古のもの	NO	KG	8426.41	000	5 - - タイヤ付きのもの (新規)	NO	KG	
	900	2 - - - その他のもの	NO	KG			(新規)			
8426.49		- - - その他のもの			8426.49	000	4 - - その他のもの (新規)	NO	KG	
	100	6 - - - 中古のもの	NO	KG			(新規)			
	900	1 - - - その他のもの	NO	KG			(新規)			
84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー			84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー			
8429.11	100	3 - - - 無限軌道式のもの - - - 中古のもの	NO	KG	8429.11	000	1 - - 無限軌道式のもの (新規)	NO	KG	
	900	5 - - - その他のもの (省略)	NO	KG			(新規)			
		- メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー					- メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー			

新(2006年)				旧(2005年)				備 考
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
8429.51		- - フロントエンド型ショ ベルローダー (削 除) (削 除)		8429.51		- - フロントエンド型ショ ベルローダー		
	200	0 - - - 中古のもの	NO KG	100	5	- - - 油圧式のもの	NO KG	
	800	5 - - - その他のもの	NO KG	900	0	- - - その他のもの (新 規) (新 規)	NO KG	
8429.52		- - 上部構造が360度回転す るもの		8429.52		- - 上部構造が360度回転 するもの		
	111	1 - - - 中古のもの	NO KG	110	0	- - - 油圧式のもの(6トン 未満のもの) (新 規) (新 規)	NO KG	
	119	2 - - - - その他のもの	NO KG	120	3	- - - 油圧式のもの(6トン 以上のもの) (新 規) (新 規)	NO KG	
	121	4 - - - - 中古のもの	NO KG	900	6	- - - その他のもの (新 規) (新 規) (省 略)	NO KG	
	129	5 - - - - その他のもの	NO KG					
	910	2 - - - - 中古のもの	NO KG					
	990	5 - - - - その他のもの (省 略)	NO KG					
84.30		その他の移動用、地ならし 用、削り用、掘削用、突固め 用、採掘用又はせん孔用の機 械(土壌用、鉋物用又は鉋石 用のものに限る。)並びにく い打ち機、くい抜き機及び除 雪機		84.30		その他の移動用、地ならし 用、削り用、掘削用、突固め 用、採掘用又はせん孔用の機 械(土壌用、鉋物用又は鉋石 用のものに限る。)並びにく い打ち機、くい抜き機及び除 雪機		
8430.10	000	0 - くい打ち機及びくい抜き 機 (削 除) (削 除) (省 略)	NO KG	8430.10		- くい打ち機及びくい抜き 機 (削 除) (削 除) (省 略)	NO KG	
				100	2	- - くい打ち機	NO KG	
				200	4	- - くい抜き機 (省 略)	NO KG	
84.46		織機		84.46		織機		
8446.10	000	3 - 織幅が30センチメートル 以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO KG	8446.10		- 織幅が30センチメートル 以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO KG	
				100	5	- - 織幅が13センチメー トル未満のもの	NO KG	
				900	0	- - その他のもの (省 略)	NO KG	
87.01		トラクター(第87.09項のト ラクターを除く。)		87.01		トラクター(第87.09項のト ラクターを除く。)		

新(2006年)				旧(2005年)				備 考			
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位		
8701.30		(省 略) - 無限軌道式トラクター			8701.30	000	5	(省 略) - 無限軌道式トラクター	NO	KG	
	100	0						(新 規)			
	900	2	NO	KG				(新 規)			
		(省 略)						(省 略)			
93.03		その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ペリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)			93.03			その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ペリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)			
		(省 略)						(省 略)			
9303.20	000	1	NO	KG	9303.20			- その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃(散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)			
		(削 除)				100	3	- - 銃身が2本のもの	NO	KG	
		(削 除)				900	5	- - その他のもの	NO	KG	
		(省 略)						(省 略)			